

大企業及び中堅企業向け調査 調査票

令和8年度「企業の賃金動向・雇用状況等に係る調査」

ご回答にあたって

- ・グループ通算制度を適用している法人については、通算親法人・子法人の別にかかわらず、各法人の単独会計ベースでご記入ください。
- ・本調査における用語定義等は、別紙資料として調査票の後ろに添付しております。また、WEB アンケート画面からもダウンロードが可能です。参考の上、ご回答ください。

1. 基礎情報

■回答者様について

ご回答内容を確認させていただく場合があるため、ご回答者様についてご記入ください。

F1 会社名【必須回答】	
F2 お名前【必須回答】	
F3 所属部署名	
F4 役職	
F5 電話番号【必須回答】	
F6 Email【必須回答】	

問1 (1). 貴社の国内雇用者数、継続雇用者数及び常時使用する従業員数を記入してください。

※「令和〇年度の間に開始した事業年度」とは、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までの間に開始した事業年度を指します。

	令和5年度の間に開始した事業年度末時点	令和6年度の間に開始した事業年度末時点	令和7年度の間に開始した事業年度末時点
国内雇用者数	人	人	人
継続雇用者数	人	人	人
常時使用する従業員数	人	人	人

問1 (2). 貴社の事業分野をお答えください。【○は1つ】

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| 1. 農業, 林業 | 2. 漁業 |
| 3. 鉱業, 採石業, 砂利採取業 | 4. 建設業 |
| 5. 製造業 | 6. 電気・ガス・熱供給・水道業 |
| 7. 情報通信業 →問1(3)へ | 8. 運輸業, 郵便業 |
| 9. 卸売業 | 10. 小売業 |
| 11. 金融業, 保険業 | 12. 不動産業, 物品賃貸業 →問1(4)へ |
| 13. 学術研究, 専門・技術サービス業 | 14. 宿泊業, 飲食サービス業 →問1(5)へ |
| 15. 生活関連サービス業, 娯楽業 →問1(6)へ | 16. 教育, 学習支援業 |
| 17. 医療, 福祉 | 18. 複合サービス事業 |
| 19. サービス業 (他に分類されないもの) | |

「7. 情報通信業」「12. 不動産業, 物品賃貸業」「14. 宿泊業, 飲食サービス業」「15. 生活関連サービス業, 娯楽業」以外を回答した方は、問2へ

問1 (3). 問1 (2) で「7. 情報通信業」と回答された方に伺います。

事業分野をお答えください。【○は1つ】

- | | | | |
|------------|----------------------------|------------|-------------------|
| 1. 通信業 | 2. 放送業 | 3. 情報サービス業 | 4. インターネット付随サービス業 |
| 5. 新聞業・出版業 | 6. 新聞業・出版業を除く映像・音声・文字情報制作業 | | |

問1 (4). 問1 (2) で「12. 不動産業, 物品賃貸業」と回答された方に伺います。

事業分野をお答えください。【○は1つ】

- | | | | |
|-----------|---------|----------------------|----------|
| 1. 不動産取引業 | 2. 駐車場業 | 3. 駐車場業を除く不動産賃貸業・管理業 | 4. 物品賃貸業 |
|-----------|---------|----------------------|----------|

問1 (5). 問1 (2) で「14. 宿泊業, 飲食サービス業」と回答された方に伺います。

事業分野をお答えください。【○は1つ】

- | | | |
|--------|--------|-------------------|
| 1. 宿泊業 | 2. 飲食店 | 3. 持ち帰り・配達飲食サービス業 |
|--------|--------|-------------------|

問1 (6). 問1 (2) で「15. 生活関連サービス業, 娯楽業」と回答された方に伺います。

貴社は旅行業を営んでいますか。【○は1つ】

- | |
|---|
| 1. はい |
| 2. いいえ (洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業を営んでいる) |

2. 「賃上げ促進税制」の利用実績について

【賃上げ促進税制】（令和6年4月1日から令和9年3月31日までに開始した事業年度分）

※全企業向けの税制は令和7年度までに開始した事業年度を以て廃止されました。

継続雇用者の給与の引上げを一定率以上実施した企業に対して、雇用者全体の賃上げ額の一部を法人税等から税額控除する制度です。アンケート中の各用語は以下を指します。

- ・「必須要件」…賃上げ要件（継続雇用者給与等支給額が前事業年度より3%～7%以上増加）
- ・「上乗せ要件①」…教育訓練費要件（教育訓練費が前年度比で10%以上増加かつ雇用者給与等支給額の0.05%以上）
- ・「上乗せ要件②」…子育てとの両立・女性活躍支援要件（プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定等の取得）

その他の詳細は、経済産業省ウェブサイト（※）をご参照ください。

※ <https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

◆令和6年度の間開始した事業年度分

問2（1-1）. 令和6年度の間開始した事業年度における「賃上げ促進税制」の利用実績をお答えください。【〇は1つ】

- | | |
|-------------------|---------|
| 1. 利用していない→問2（2）へ | 2. 利用した |
|-------------------|---------|

問2（1-2）. 問2（1-1）で「2. 利用した」と回答された方に伺います。
貴社が利用したものについて、お答えください。【〇は1つ】

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 全企業向け | 2. 中堅企業向け |
|----------|-----------|

問2（1-3）. 問2（1-1）で「2. 利用した」と回答された方に伺います。
貴社が利用したものについて、①から③についてそれぞれお答えください。

①必須要件【〇は1つ】

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 1. 3% | 2. 4% | 3. 5% | 4. 7% |
|-------|-------|-------|-------|

【〇はそれぞれ1つ】	利用した	利用なし
② 上乗せ要件① (教育訓練費)	1	2
③ 上乗せ要件② (子育てとの両立・女性活躍支援)	1	2

問2（2）. 令和6年度の間開始した事業年度の、全ての国内雇用者、継続雇用者それぞれの1人当たりの平均年収(賞与・一時金を含む)について、令和5年度と比較した場合の増減をお答えください。【①、②について〇はそれぞれ1つ】

	1人当たりの平均年収(賞与・一時金を含む)		
	増加した	増減なし	減少した
① 全ての国内雇用者	1	2	3
② 継続雇用者	1	2	3

問2 (3). 問2 (2) で①全ての国内雇用者と②継続雇用者のどちらか、または両方で「1. 増加した」と回答された方に伺います。

令和6年度における全ての国内雇用者、継続雇用者それぞれの1人当たりの平均年収（賞与・一時金を含む）について、令和5年度と比較した場合の引上げ率をお答えください。【①、②について○はそれぞれ1つ】

0.5%未満～5%未満の場合は下記にご記入ください。

	1人当たりの平均年収（賞与・一時金を含む）									
	令和5年度と比較した引上げ率									
	0.5%未満の増加	0.5%以上 1%未満の増加	1%以上 1.5%未満の増加	1.5%以上 2%未満の増加	2%以上 2.5%未満の増加	2.5%以上 3%未満の増加	3%以上 3.5%未満の増加	3.5%以上 4%未満の増加	4%以上 4.5%未満の増加	4.5%以上 5%未満の増加
① 全ての国内雇用者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
② 継続雇用者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

5%以上の場合は下記にご記入ください。

	1人当たりの平均年収（賞与・一時金を含む）										
	令和5年度と比較した引上げ率										
	5%以上 5.5%未満の増加	5.5%以上 6%未満の増加	6%以上 6.5%未満の増加	6.5%以上 7%未満の増加	7%以上 7.5%未満の増加	7.5%以上 8%未満の増加	8%以上 8.5%未満の増加	8.5%以上 9%未満の増加	9%以上 9.5%未満の増加	9.5%以上 10%未満の増加	10%以上の増加
① 全ての国内雇用者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
② 継続雇用者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

問2 (4). 令和6年度の間を開始した事業年度の、全ての国内雇用者、継続雇用者それぞれの給与等支給額について、令和5年度と比較した場合の増減をお答えください。

【①、②について○はそれぞれ1つ】

	給与等支給額		
	増加した	増減なし	減少した
① 全ての国内雇用者	1	2	3
② 継続雇用者	1	2	3

問2 (5). 【全事業者様に伺います】

以下の数字をお答えください(問2(1-1)で2と回答された方は、確定申告時に提出された明細書に記載された数字をお答えください)。

① 令和5年度の間を開始した事業年度の全ての国内雇用者給与等支給額	千 百 十 一 億	千 百 十 一 万円
② 令和6年度の間を開始した事業年度の全ての国内雇用者給与等支給額	千 百 十 一 億	千 百 十 一 万円
③ 令和5年度の間を開始した事業年度の継続雇用者の給与等支給額	千 百 十 一 億	千 百 十 一 万円
④ 令和6年度の間を開始した事業年度の継続雇用者の給与等支給額	千 百 十 一 億	千 百 十 一 万円

問2 (6). 問2(4)で②継続雇用者給与等支給額を「1. 増加した」と回答された方に伺います。引上げ方法について、お答えください。【複数回答可】

- | | | | |
|-----------------|-----------|-----------|---------|
| 1. 定期昇給・賃金構造維持分 | 2. ベースアップ | 3. 賞与・一時金 | 4. 諸手当等 |
|-----------------|-----------|-----------|---------|

問2 (7). 問2(6)で1～3のいずれかを回答された方に伺います。引上げ率及び1人当たりの引上げ額をお答えください。

	引上げ率/引上げ月数(カ月) ^{※1}	1人当たりの引上げ額 ^{※2}
① 定期昇給・賃金構造維持分	%	月額 円
② ベースアップ	%	月額 円
③ 賞与・一時金	カ月	年額 円

※1 月例の所定内給与を基準に算定し、引上げ分のみご記入ください(誤:102.4%⇒正:2.4%)。

①定期昇給/賃金構造維持分、②ベースアップは、引上げ率をご記入ください。

③賞与・一時金は、引上げ月数をご記入ください(例:賞与を基本給3カ月分から5カ月分に引き上げられた場合、2カ月と記入)。

※2 引上げ分のみご記入ください。①②は、月額をご記入ください。③は、年額をご記入ください。

問2 (8). 問2(1-1)で2と回答された(賃上げ促進税制を利用した)方に伺います。継続雇用者給与等支給額の増加の達成方法をお答えください。選択肢2、選択肢3の()内には数値を記入してください。【複数回答可、記述あり】

- | |
|----------------------------------|
| 1. 定期昇給の影響による自然増 |
| 2. 1人あたり平均して、前年度比+()%のベースアップの実施 |
| 3. 1人あたり平均して、前年度比+()%の賞与・一時金の支給 |
| 4. その他() |

問2 (9). 問2(1-1)で2と回答された(賃上げ促進税制を利用した)方に伺います。賃上げ促進税制が、貴社の令和6年度の賃上げの後押しにつながったかお答えください。

【○は1つ】

- | |
|----------------|
| 1. 大いに後押しになった |
| 2. 一定程度後押しになった |
| 3. 後押しにならなかった |

問3 (1). 問2 (1-3) で②上乗せ要件①と、③上乗せ要件②のどちらか、または両方で「2. 利用なし」と回答された方に伺います。

賃上げ促進税制の上乗せ要件①②（教育訓練費要件、子育てとの両立・女性活躍支援要件）を利用しない理由について、お答えください。【複数回答可】

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 10%以上の教育訓練費の引上げが困難 2. 教育訓練費の額を適用事業年度の雇用者給与等支給額の0.05%以上に達成することが困難 3. 教育訓練費の計算が煩雑 4. プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定等を取得することが困難 5. その他（ |) |
|---|---|

問3 (2). 【全事業者様に伺います】

以下の数字をお答えください（問2 (1-3) で②又は③で「利用した」と回答された方は、確定申告時に提出された明細書に記載された数字をお答えください。）

【上乗せ要件（教育訓練費要件）を利用していない方も含めて全ての方が回答ください】

① 令和5年度の間を開始した事業年度の教育訓練費の額	千	百	十	一	億	千	百	十	一	万円
② 令和6年度の間を開始した事業年度の教育訓練費の額	千	百	十	一	億	千	百	十	一	万円

問4. 問2 (1-1) で「1. 利用していない」と回答された方に伺います。

令和6年度に賃上げ促進税制を利用しなかった理由について、該当する番号を全てお答えください。【複数回答可】

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 制度を知らなかったため 2. 賃上げを実施できず、要件を達成できなかったため 3. 要件は達成できたものの、税額控除額の計算に用いる雇用者給与等支給増加額がマイナスとなったため 4. マルチステークホルダー方針の公表が困難なため 5. 計算が煩雑なため 6. 申請のための人的・時間的余裕がないため 7. 税務上、赤字である等の理由により、税務上のメリットがなかったため 8. その他（ |) |
|---|---|

◆令和7年度の間に開始した事業年度分

問5 (1-1). 令和7年度の間に開始した事業年度における「賃上げ促進税制」の利用実績（予定含む）をお答えください。【〇は1つ】

1. 利用していない（利用しない予定）→問5 (2) へ	2. 利用した（利用予定）
------------------------------	---------------

問5 (1-2). 問5 (1-1) で「2. 利用した（利用予定）」と回答された方に伺います。
貴社が利用（利用予定）したものについて、お答えください。【〇は1つ】

1. 全企業向け	2. 中堅企業向け
----------	-----------

問5 (1-3). 問5 (1-1) で「2. 利用した（利用予定）」と回答された方に伺います。
貴社が利用した（利用予定）ものについて、①から③についてそれぞれお答えください。

①必須要件【〇は1つ】

1. 3%	2. 4%	3. 5%	4. 7%
-------	-------	-------	-------

【〇はそれぞれ1つ】	利用した（利用予定）	利用なし（利用しない予定）
② 上乗せ要件① （教育訓練費）	1	2
③ 上乗せ要件② （子育てとの両立・女性活躍支援）	1	2

問5 (2). 令和7年度の間に開始した事業年度の、全ての国内雇用者、継続雇用者それぞれの1人当たりの平均年収(賞与・一時金を含む)について、令和6年度と比較した場合の増減（見込み含む）をお答えください。【①、②について〇はそれぞれ1つ】

	1人当たりの平均年収(賞与・一時金を含む)		
	増加した(見込み)	増減なし(見込み)	減少した(見込み)
① 全ての国内雇用者	1	2	3
② 継続雇用者	1	2	3

問5（3）. 問5（2）で①全ての国内雇用者と②継続雇用者のどちらか、または両方で「1. 増加した（見込み）」と回答された方に伺います。

令和7年度における全ての国内雇用者、継続雇用者それぞれの1人当たりの平均年収（賞与・一時金を含む）について、令和6年度と比較した場合の引上げ率（見込み含む）をお答えください。【①、②について○はそれぞれ1つ】

0.5%未満～5%未満の場合は下記にご記入ください。

	1人当たりの平均年収（賞与・一時金を含む）									
	令和6年度と比較した引上げ率									
	0.5%未満の増加	0.5%以上 1%未満の増加	1%以上 1.5%未満の増加	1.5%以上 2%未満の増加	2%以上 2.5%未満の増加	2.5%以上 3%未満の増加	3%以上 3.5%未満の増加	3.5%以上 4%未満の増加	4%以上 4.5%未満の増加	4.5%以上 5%未満の増加
① 全ての国内雇用者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
② 継続雇用者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

5%以上の場合は下記にご記入ください。

	1人当たりの平均年収（賞与・一時金を含む）										
	令和6年度と比較した引上げ率										
	5%以上 5.5%未満の増加	5.5%以上 6%未満の増加	6%以上 6.5%未満の増加	6.5%以上 7%未満の増加	7%以上 7.5%未満の増加	7.5%以上 8%未満の増加	8%以上 8.5%未満の増加	8.5%以上 9%未満の増加	9%以上 9.5%未満の増加	9.5%以上 10%未満の増加	10%以上の増加
① 全ての国内雇用者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
② 継続雇用者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

問5（4）. 令和7年度の間を開始した事業年度の、全ての国内雇用者、継続雇用者それぞれの給与等支給額について、令和6年度と比較した場合の増減（見込み含む）をお答えください。

【①、②について○はそれぞれ1つ】

	給与等支給額		
	増加した（見込み）	増減なし（見込み）	減少した（見込み）
① 全ての国内雇用者	1	2	3
② 継続雇用者	1	2	3

問5 (5). 【全事業者様に伺います】

以下の数字（見込み含む）をお答えください（問5（1-1）で「2. 賃上げ促進税制を利用した（利用予定）」と回答された方は、確定申告時に提出された明細書に記載された数字をお答えください）。

① 令和6年度の間開始した事業年度の全ての国内雇用者給与等支給額	千	百	十	一	億	千	百	十	一	万円
② 令和7年度の間開始した事業年度の全ての国内雇用者給与等支給額（見込み）	千	百	十	一	億	千	百	十	一	万円
③ 令和6年度の間開始した事業年度の継続雇用者の給与等支給額	千	百	十	一	億	千	百	十	一	万円
④ 令和7年度の間開始した事業年度の継続雇用者の給与等支給額（見込み）	千	百	十	一	億	千	百	十	一	万円

問5 (6). 問5（4）で②継続雇用者の給与等支給額を「1. 増加した（見込み）」と回答された方に伺います。

引上げ方法（見込み含む）について、お答えください。【複数回答可】

1. 定期昇給・賃金構造維持分	2. ベースアップ	3. 賞与・一時金	4. 諸手当等
-----------------	-----------	-----------	---------

問5 (7). 問5（6）で1～3のいずれかを回答された方に伺います。

引上げ率及び1人当たりの引上げ額（見込み含む）をお答えください。

	引上げ率（見込み）※1	1人当たりの引上げ額（見込み）※2
① 定期昇給・賃金構造維持分	%	月額 円
② ベースアップ	%	月額 円
③ 賞与・一時金	カ月	年額 円

※1 月例の所定内給与を基準に算定し、引上げ分のみご記入ください（誤：102.4%⇒正：2.4%）。

①定期昇給/賃金構造維持分、②ベースアップは、引上げ率をご記入ください。

③賞与・一時金は、引上げ月数をご記入ください（例：3カ月から5カ月に引き上げられた場合、2カ月と記入）。

※2 引上げ分のみご記入ください。①、②は、月額をご記入ください。③は、年額をご記入ください。

問5 (8). 問5（1-1）で「2. 賃上げ促進税制を利用した（利用予定）」と回答された方に伺います。

継続雇用者給与等支給額の増加の達成方法（見込み含む）をお答えください。

選択肢2、選択肢3の（ ）内には数値を記入してください。【複数回答可、記述あり】

1. 定期昇給の影響による自然増
2. 1人あたり平均して、前年度比+（ ）%のベースアップの実施
3. 1人あたり平均して、前年度比+（ ）%の賞与・一時金の支給
4. その他（ ）

問5 (9). 問5（1-1）で「2. 賃上げ促進税制を利用した（利用予定）」と回答された方に伺います。

賃上げ促進税制が、貴社の令和7年度の賃上げの後押しにつながったかお答えください。

【○は1つ】

1. 大いに後押しになった
2. 一定程度後押しになった
3. 後押しにならなかった

問6 (1). 問5 (1-3) で②上乗せ要件①と、③上乗せ要件②のどちらか、または両方で「2. 利用なし (利用しない予定)」と回答された方に伺います。

賃上げ促進税制の上乗せ要件①② (教育訓練費要件、子育てとの両立・女性活躍支援要件) を利用しない (予定含む) 理由について、お答えください。【複数回答可】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 10%以上の教育訓練費の引上げが困難 2. 教育訓練費の額を適用事業年度の雇用者給与等支給額の0.05%以上に達成することが困難 3. 教育訓練費の計算が煩雑 4. プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定等を取得することが困難 5. その他 () |
|--|

問6 (2). 【全事業者様に伺います】

以下の数字 (見込み含む) をお答えください (問5 (1-3) ②で上乗せ要件① (教育訓練費) を「1. 利用した (利用予定)」と回答された方は、確定申告時に提出された明細書に記載された数字をお答えください)。

① 令和7年度の間を開始した事業年度の教育訓練費の額 (見込み)	千	百	+	-	億	千	百	+	-	万円

問7. 問5 (1-1) で「1. 利用していない (利用しない予定)」と回答された方に伺います。

令和7年度に賃上げ促進税制を利用しない理由について、該当する番号を全てお答えください。【複数回答可】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 制度を知らなかったため 2. 賃上げを実施できず、要件を達成できなかったため 3. 要件は達成できたものの、税額控除額の計算に用いる雇用者給与等支給増加額がマイナスとなったため 4. マルチステークホルダー方針の公表が困難なため 5. 計算が煩雑なため 6. 申請のための人的・時間的余裕がないため 7. 税務上、赤字である等の理由により、税務上のメリットがなかったため 8. その他 () |
|--|

◆その他

問9（1）. 賃上げ促進税制の要件の計算対象とする雇用者は、全企業向け・中堅企業向け税制では「継続雇用者」、中小企業向け税制では「全ての国内雇用者」を用いています。制度の分かりやすさ、要件達成の難易度、計算に係る事務負担の量、及び総合的な評価について、該当するものに○をつけてください。【①～④について○はそれぞれ1つ】

① 制度の分かりやすさ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「継続雇用者」の方が制度として分かりやすい 2. 「全ての国内雇用者」の方が制度として分かりやすい
② 要件達成の難易度	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「継続雇用者」の方が要件の達成が難しい 2. 「全ての国内雇用者」の方が要件の達成が難しい
③ 計算に係る事務負担の大きさ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「継続雇用者」の方が計算に係る事務負担が大きい 2. 「全ての国内雇用者」の方が計算に係る事務負担が大きい
④ 総合的な評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「継続雇用者」の方が総合的な評価は高い 2. 「全ての国内雇用者」の方が総合的な評価は高い

問9（2）. 賃上げ促進税制の要件及び税額控除額の計算の対象とする給与について、「給与等」、「基本給」、及び「給与等から残業代を除いた金額（賞与等は含める）」を用いた場合の、制度の分かりやすさ、要件達成の難易度、計算に係る事務負担の量、及び総合的な評価について、該当するものに○をつけてください。【①～④について○はそれぞれ1つ】

① 制度の分かりやすさ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「給与等」を用いることが制度として最も分かりやすい 2. 「基本給」を用いることが制度として最も分かりやすい 3. 「給与等から残業代を除いた金額（賞与等は含める）」を用いることが制度として最も分かりやすい
② 要件達成の難易度	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「給与等」を用いる場合、要件達成が最も難しい 2. 「基本給」を用いる場合、要件達成が最も難しい 3. 「給与等から残業代を除いた金額（賞与等は含める）」を用いる場合、要件達成が最も難しい
③ 計算に係る事務負担の大きさ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「給与等」を用いる場合、計算に係る事務負担が最も大きい 2. 「基本給」を用いる場合、計算に係る事務負担が最も大きい 3. 「給与等から残業代を除いた金額（賞与等は含める）」を用いる場合、計算に係る事務負担が最も大きい
④ 総合的な評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「給与等」を用いることが総合的に最も評価できる 2. 「基本給」を用いることが総合的に最も評価できる 3. 「給与等から残業代を除いた金額（賞与等は含める）」を用いることが総合的に最も評価できる

問9 (3). 今後、賃上げ促進税制を利用するにあたり、どのような内容があると利用したいと思うか、該当する番号を全てお答えください。【複数回答可】

1. 更に大きな賃上げを実施した場合の税額控除率の引上げ
2. 税額控除上限の引上げ
3. 賃上げ実施年度に税額控除できなかった場合の翌年度の繰越し控除
4. 計算方法・提出書類の簡素化
5. 新たな上乘せ措置の創設
6. その他 ()

問9 (4). 全企業向け税制は令和7年度をもって、中堅企業向け税制は令和8年度をもって終了しますが、今後、企業の人的投資を促進する制度として、どのような内容があると利用したいと思うか、該当する番号を全てお答えください。【複数回答可】

1. 自社の従業員に対する教育訓練費用に関する支援
2. 人材獲得・定着投資に関する支援
3. 高付加価値人材に係る報酬に関する支援
4. 事業再編・M&Aと連動した人的投資支援
5. サプライチェーン上の他社の従業員に対する教育訓練・人材獲得費用等に関する支援
6. その他 ()

問10. 賃上げ促進税制では、上乘せ控除の要件となる教育訓練費として、以下のようなものが対象となっていました。この他に、貴社の教育訓練費として対象にすべき費用があれば、以下にご記入ください。【自由記述】

※賃上げ促進税制で上乘せ控除の要件となる教育訓練費

- ・教育訓練を行う際の外部講師謝金、外部施設利用料、備品・コンテンツ利用料
- ・教育訓練を外部の者に委託して行う際の研修委託費
- ・他の者が行う教育訓練に参加させる際の研修参加費

問11. その他、賃上げ促進税制について、ご意見、良い点・不満に思っている点、改善してほしい点などがあればご記入ください。【自由記述】

質問は以上です。ご多忙のところ調査にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

＜本調査における用語定義等＞

【労働者の区分について】

国内雇用者	法人の使用人のうちその法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者で、国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいいます。パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれます。ただし、使用人兼務役員を含む役員及び法人の役員の特殊関係者又は個人事業主及び当該個人事業主の特殊関係者は含まれません。
役員	法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人を指します。さらにそれら以外の者で、例えば、①取締役若しくは理事となっていない総裁、副総裁、会長、副会長、理事長、副理事長、組合長等、②合名会社、合資会社及び合同会社の業務執行社員、③人格のない社団等の代表者若しくは管理人、又は④法定役員ではないが、法人が定款等において役員として定めている者のほか、⑤相談役、顧問などで、その法人内における地位、職務等からみて他の役員と同様に実質的に法人の経営に従事していると認められる者も含まれます。
特殊関係者	法人の役員又は個人事業主の親族等を指します。親族の範囲は6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族までが該当します。また、当該役員と婚姻関係と同様の事情にある者、当該役員から生計の支援を受けている者等も含まれます。
継続雇用者	前事業年度および適用事業年度のすべての月において給与等の支給を受けている国内雇用者、かつ、両事業年度の全期間にわたって雇用保険の一般被保険者であって、さらに、両事業年度の全期間または一部の期間において、「高年齢者雇用安定法」に定める継続雇用制度の対象ではない者をいいます。 ここでいう「継続雇用制度の対象でない者」とは、就業規則に継続雇用制度が導入されている旨の記載がなく、または、雇用契約書等や賃金台帳のいずれかにおいて、継続雇用制度に基づき雇用されていることが明記されていない者を指します。
雇用保険の一般被保険者	雇用保険の適用事業に雇用される労働者であって、1週間の所定労働時間が20時間未満である者等（雇用保険法の適用除外となる者）以外は、原則として、被保険者となります。「一般被保険者」とは、「被保険者」のうち、高年齢被保険者（65歳以上の被保険者）、短期雇用特例被保険者（季節的に雇用される者）、日雇労働被保険者（日々雇用される者、30日以内の期間を定めて雇用される者）以外の被保険者のことをいいます。
常時使用する従業員数	常用・日雇いを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除く。）の総数を指します。

【給与等支給額について】

給与等	俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与(所得税法第28条第1項に規定する給与等)をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。
雇用者給与等支給額	適用事業年度において所得の金額の計算上損金の額に算入される、全ての国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。ただし、「補填額」（給与等に充てるため他の者（その法人が外国法人である場合の法人税法第138条第1項第1号に規定する本店等を含みます。）から支払を受ける金額から「雇用安定助成金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額）」及び「役務の提供の対価として支払を受ける金額」を除いた額をいいます。）がある場合には、給与等の支給額から控除します。

継続雇用者給与等支給額	適用事業年度において所得の金額の計算上損金の額に算入される、全ての国内雇用者に対する給与等の支給額の合計である、雇用者給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額をいいます。ただし、「補填額」（給与等に充てるため他の者※から支払を受ける金額から「雇用安定助成金額」及び「役務の提供の対価として支払を受ける金額」を除いた額をいいます。）がある場合には、給与等の支給額から控除します。※その法人が外国法人である場合の法人税法第138条第1項第1号に規定する本店等を含みます。
雇用安定助成金額	国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額
役務の提供の対価として支払を受ける金額	看護職員処遇改善評価料の額及び介護職員処遇改善加算の額のように、①から③までに掲げる報酬の額その他これらに類する公定価格（法令又は法令に基づく行政庁の命令、許可、認可その他の処分に基づく価格をいいます。）が設定されている取引における取引金額に含まれる額をいいます。 ① 健康保険法その他法令の規定に基づく診療報酬の額 ② 介護保険法その他法令の規定に基づく介護報酬の額 ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他法令の規定に基づく障害福祉サービス等報酬の額

【賃金及び引上げ方法について】

定期昇給・賃金構造維持分	あらかじめ労働協約、就業規則等で定められた制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することを指します。年齢、勤続年数による自動昇給等のほかに、能力、業績評価に基づく昇給があり、毎年時期を定めて査定を行っている場合も含まれます。	<p>■定期昇給とベースアップの考え方(例)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">前年の賃金表</th> <th rowspan="2">定期昇給 5,000</th> <th colspan="2">今年の賃金表(改訂)</th> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>200,000</td> <td>1級</td> <td>203,000</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>205,000</td> <td>ベースアップ 3,000</td> <td>2級</td> <td>208,000</td> </tr> </table> <p>前年1級(200,000)の方が今年2級(208,000)になった場合、定期昇給による引上げ5,000、ベースアップによる引上げ3,000となります。</p>	前年の賃金表		定期昇給 5,000	今年の賃金表(改訂)		1級	200,000	1級	203,000	2級	205,000	ベースアップ 3,000	2級	208,000
前年の賃金表			定期昇給 5,000	今年の賃金表(改訂)												
1級	200,000	1級		203,000												
2級	205,000	ベースアップ 3,000	2級	208,000												
ベースアップ	賃金表（学歴、年齢、勤続年数、職務、職能等により賃金がどのように定まっているかを表にしたもの）の改定により賃金水準を引き上げることを指します。															
賞与・一時金分	定期昇給・賃金構造維持分、ベースアップによって増加する分を除く賞与・一時金の前年度からの増額を指します。															
諸手当	能率手当、生産手当、役割手当、特殊勤務手当、技術手当、家族手当、扶養手当、通勤手当、住宅手当、在宅勤務手当（リモート勤務手当）その他の手当等を指します。なお、慶弔手当等の特別手当は除きます。															

【教育訓練について】

教育訓練費	国内雇用者の職務に必要な技術や知識を習得、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、事業者が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費）などを指します。法人等がその使用人又は役員に支払う教育訓練中の人件費、報奨金や、教育訓練等に関連する旅費、交通費、法人等の施設等の取得等に要する費用は含まれません。
-------	--

